

別表1 放課後児童健全育成事業

事業内容	<p>・浜松市児童福祉法施行条例第4条に定める基準、浜松市放課後児童健全育成事業実施要綱、放課後児童クラブ運営指針に基づき事業を実施すること。</p>
基準額	<p>(1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援単位あたりの年額）</p> <p>（ア）児童在籍人数10人以上19人以下 2,794,000円-(19人-当該支援単位に登録されている児童の数)×30,000円</p> <p>（イ）児童在籍人数20人以上35人以下 5,117,000円-(36人-当該支援単位に登録されている児童の数)×27,000円</p> <p>（ウ）児童在籍人数36人以上45人以下 5,117,000円</p> <p>イ 開所日数加算（1支援単位あたり年額） （年間開所日数-250日）×21,000円 ※1日8時間以上開設する場合</p> <p>ウ 長期休暇支援加算 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する場合 上記要件に該当する開所日数×21,000円</p> <p>エ 長時間開所加算（1支援単位あたり年額）</p> <p>（ア）平日分（18時半を超えて開所する場合） （「18時半を超える時間」の年間平均時間数）×449,000円</p> <p>（イ）長期休暇分（1日8時間を超えて開所する場合） （「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数）×202,000円</p> <p>(2) 年間開所日数200日～249日の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援単位あたりの年額）</p> <p>（ア）児童在籍人数10人以上19人以下 1,881,000円</p> <p>（イ）児童在籍人数20人以上 3,356,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算（1支援単位あたりの年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する場合 上記要件に該当する開所日数×21,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算（1支援単位あたりの年額） 平日における「18時半を超える時間」の年間平均時間数×449,000円</p>
対象経費	放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（食糧費を除く）
特記事項	<p>・「児童在籍人数」とは、当該年度の各月1日現在の在籍人数の合計を12で除して得た数（小数点以下の端数は切り捨てる。）をいう。</p> <p>・事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする）が12月に満たない場合は、要綱第4条により算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（千円未満切り捨て）とする。</p>

別表2 加配支援事業

事業内容	<p>・次のいずれかに該当する児童のうち、支援が必要な児童を受け入れるために放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第2項に定める職員体制（以下、基本配置）に加え、当該児童を支援するため専門的知識等を有している職員（※）を下記表に定める人数配置すること。</p> <p>(1) 療育手帳または身体障害者手帳の交付をうけている児童</p> <p>(2) 発達支援学級に在籍している児童</p> <p>(3) 通院や薬を服用している児童</p> <p>(4) 浜松市教育委員会による就学指導に該当する児童</p> <p>(5) その他市長が特別必要と認める児童</p>	
	支援が必要な児童 受入れ人数	支援員等の加配
	① 1人～2人の場合	専門的知識等を有している職員を1人配置すること（基本配置のうち1人でも良い）
	② 3人～5人の場合	①に加え、専門的知識等を有している職員を1人以上配置すること
	③ 6人～8人の場合	①に加え、専門的知識等を有している職員を2人以上配置すること
	④ 9人以上の場合	①に加え、専門的知識等を有している職員を3人以上配置すること
	<p>※ 専門的知識等を有している職員</p> <p>障がい児支援に関する資格の所持や大学等で障がい児支援に関する専門的知識等を取得した者、その他当該職員が有する経歴等から市が障がいに関する専門知識を有していると認めた者。</p> <p>・支援が必要な児童の認定は、市に届け出を行うこと。</p> <p>・支援が必要な児童を支援するための支援員等は、放課後児童会に対象児童を受けいれている間は、必ず対象児童の対応にあたること</p>	
基準額	支援が必要な児童受入れ人数 1～2人	2,232,000円
	支援が必要な児童受入れ人数 3～5人	4,464,000円
	支援が必要な児童受入れ人数 6～8人	6,696,000円
	支援が必要な児童受入れ人数 9人以上	8,928,000円
対象経費	障がい児等受入れに必要な人件費	
特記事項	<p>・本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p> <p>・事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする）が12月に満たない場合は、算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（千円未満切り捨て）とする。</p>	

別表3 送迎支援事業

事業内容	児童が通学する小学校から、補助事業者または市が実施する放課後児童健全育成事業所への、児童の安全な移動を確保するための送迎を行うこと。
基準額	581,000円 (待機児童が既に100人以上発生している場合 1,163,000円)
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎に付き添いする協力者に対する謝礼または賃金 ・送迎を行うためのバス等車両に係る燃料費 ・補助事業者が外部事業者に委託することにより送迎を実施する場合の委託料
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・別表1に定める事業を実施する補助事業者に対して補助金を交付する。 ・本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。 ・事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする）が12月に満たない場合は、算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（千円未満切り捨て）とする。

別表4 賃借料補助事業

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校敷地外の民家・アパート等の活用またはプレハブ施設のリースにより放課後児童健全育成事業を実施すること。 ・平成27年度以降に新たに実施した、又は実施する放課後児童健全育成事業であること。 ・賃貸借契約書等において放課後児童健全育成事業により使用されることが明確であること。
基準額	3,374,000円
対象経費	放課後児童健全育成事業の年間実施場所にかかる賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む）
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。 ・事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする）が12月に満たない場合は、算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（千円未満切り捨て）とする。 ・所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象としない。